

**「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」及び
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示（案）」に関する
意見募集結果において提出された御意見及びそれらに対する考え方**

番号	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	国境を越えたデータのやり取りは、世界経済とグローバルなインターネットの適切な機能にとって不可欠です。経済成長とイノベーションの観点から、国境を越えたデータフローには以下のような利点があります。 - 国際貿易の促進： データの流れにより、電子商取引、グローバルサプライチェーン、国境を越えたサービス交換が可能になります。企業は在庫管理、決済処理、顧客やサプライヤーとのコミュニケーションを世界規模で行うことができます。 - デジタルサービスのサポート： クラウドコンピューティングからオンラインストリーミング、ソーシャルメディアまで、多くのデジタルサービスは、国間のスムーズなデータ移動に依存しています。これにより、技術革新とデジタル経済が促進されます。 - 研究開発の推進： 研究者たちは国際的に協力し、データを共有して科学的発見、医学的な進歩、技術的なブレークスルーを加速させています。 - 効率性と生産性の向上： 企業は、データを国境を越えて移動させることで、データ処理活動を計画し、世界的才能プールと資源を活用し、業務を最適化することで、より高い効率性と生産性を実現できます。 経済的利益を超えて、国境を越えたデータのやり取りは、社会の発展にも不可欠です。以下がその例です。 - 地球規模でのコミュニケーションの実現： データの流れはインスタントメッセージング、ビデオ通話、ソーシャルネットワークの基盤であり、地理的な境界を越えて個人やコミュニティをつないでいます。 - 情報と教育へのアクセス： 世界中の多様な情報、教育リソース、文化的コンテンツへのアクセスを容易にします。 - 持続可能な開発目標の達成： 組織間でデータを再利用・共有することは、高齢化社会や公衆衛生上の課題に、より正確な予防医療を提供することで対処するために重要です。また、自由なデータの流れは、持続可能なサプライチェーン全体の可視性を高め、廃棄物を最小限に抑えることで、汚染、気候変動、その他の持続可能性目標に対処するのに役立ちます。そのため、効率的な国境を越えたデータ転送は、多くの持続可能な開発目標の追跡と実現に不可欠です。 - 人道支援活動の支援： データの共有は、国際援助機関が災害救援を調整し、アウトブレイクを追跡し、効果的に援助を提供するためにも極めて重要です。 したがって、私たちは、個人情報保護委員会が、新しい「グローバル相互接続型 プライバシー規則（Global Cross-Border Privacy Rules : CBPR）」システムを正式に認知するために、越境データ移転に関するガイドラインの改正を行う取り組みを強く支持します。 この動きは、日本の国内枠組みをグローバル CBPR システムに整合させるものであり、「信頼できる自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust : DFFT）」という日本のより広範な戦略的推進に合致した、相互運用可能な国境を越えたデータ転送を促進するという日本のコミットメントを示すものです。	本改正案に賛成の御意見として承ります。 また、いただいた御意見のうち、本意見募集の対象外のものについては、今後の執務の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	上記を踏まえると、グローバル CBPR の正式な認知は重要な第一歩となります。グローバル CBPR の導入と採用は、その長期的成功と有効性のために、両国および組織にとって極めて重要です。この点を考慮し、個人情報保護委員会に以下の提言を行います。 - 日本のリーダーシップの下、グローバル CBPR フォーラムは、より多くの国々に対し、自国の国内法においてデータ移転メカニズムとしてグローバル CBPR を正式に認知するよう奨励すべきです。これにより、日本企業はサービス輸出を拡大し、事業の国際化を図ることができ、多国籍企業や複数の国で事業を展開する組織のニーズに応えることができます。まずはじめに、PPC がアルゼンチン、ブラジル、インド、インドネシア、ベトナムなどの主要管轄区域や貿易相手国に対するターゲット・アウトリーチにグローバル CBPR フォーラムを利用し、これらの国々をフォーラムの準会員層に引き入れることを推奨します。PPC は、G7 の 4 か国を含む加盟国を擁し、EU によって適切と認められている唯一の多角的アプローチであることから、グローバル CBPR を推進すべきです。 - 個人情報保護委員会はまた、グローバル CBPR 認証を受けた受取人組織に対して、日本国内のデータ輸出者が追加の法的根拠なしに個人データを国境を越えて移転することが法的に認められることを明確にすべきです。このような法的確実性は、データ移転をより合理化し、運営を容易にすることで、組織がグローバル CBPR 認証を取得するインセンティブとなります。これはシンガポールが採用しているアプローチです。 - 個人情報保護委員会はまた、より多くの組織がグローバル CBPR 認証を取得するためのインセンティブを与えるべきです。業界による採用は、ネットワーク効果を生み出し、グローバル CBPR システムの長期的な有効性を確保することにつながります。そのようなインセンティブとしては、認定取得コストを削減するための助成金、誠実かつ慎重に行われた認定範囲内のデータ処理活動に対する違反免責、および/または、違反が見つかった場合のペナルティ評価における大幅な軽減措置としての認定などが考えられます。 - 個人情報保護委員会は、組織がグローバル CBPR 認証を取得するためのタイムライン、作業負荷、複雑さ、およびコストを簡素化し削減し、組織のニーズに応えるようにする必要があります。たとえば、リスクベースのアプローチを採用したり、主要なデータ処理ポリシーとアクティビティの抜き打ち監査を実施したり、すでに独立した管理下にある組織や代替認証を取得している組織に対して適切な配慮を行ったりすることができます。 個人情報保護委員会によるこの重要なイニシアチブに対するフィードバックの機会を与えてくださったことに感謝いたします。私たちは PPC のグローバル CBPR を正式に認知する動きを支持するとともに、上記の提言を行い、グローバル CBPR がその長期的な潜在能力と成功を実現できるよう支援します。 【アジアインターネット日本連盟】	

番号	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
2	改正案を支持しますが、外国第三者提供編でデータ紐付けの監視リスクを強化し、個人情報の多岐にわたる保護基準を追加すべきです。 海外移転の増加で個人情報漏洩が急増（2024 年事例 10 万件超、個人情報保護委員会データ）。銀行口座・マイナンバー・クレジットカード・健康・位置情報などの多様なデータを紐付け過多にすると、監視社会化の危険が高まり、すべての国民のプライバシーが脅かされます。移転時のリスク評価に「紐付け影響分析」を義務化し、認定団体編で地方相談窓口を増設、データ共有の最小限原則を明記してください。 これで、便利さの名の下の過剰紐付けを防ぎ、安心してデジタル社会に参加可能。 改正案に反映を求めます。 【匿名】	本改正案に賛成の御意見として承ります。 また、いただいた御意見のうち、本意見募集の対象外のものについては、今後の執務の参考にさせていただきます。
3	（該当箇所） 個人情報保護法施行規則（以下「規則」といいます。）16 条 2 号で定める基準適合体制として、新たにグローバル越境プライバシールール（CBPR）システムを追記する箇所 1. 意見 規則 16 条 2 号で定める基準適合体制として、新たにグローバル越境プライバシールール（CBPR）システム（以下「グローバル CBPR システム」といいます。）を追加するという告示案（以下「本改正案」といいます。）の改正については、国境を越えたデータ連携（以下「データ越境移転」といいます。）を促進する適切なものであり賛同いたします。 また、本改正案を前提とした更なるデータ越境移転の促進にあたり、個人情報保護委員会におかれては、グローバル CBPR システムの認証に基づくデータ越境移転の機会を創出するための活動として、例えば、関係各国による参加拡大の取組み、国内でのグローバル CBPR システムの普及を行い、認証の促進を行うための活動に加えて、関係省庁とも連携し当該認証を受ける際のハードルを解消するためのインセンティブの導入についても検討することが望ましいと考えます。 加えて、更なるデータ越境移転の促進にあたって、一部の国で導入されているように、個人情報保護委員会として、規則 16 条 1 号に基づく基準適合体制を担保するモデル契約条項を作成し、公表していただきたく存じます。 2. 理由 （1）現行法令上の枠組み これまで、データ越境移転については、①本国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する外国に該当する場合（現時点の認定国は EU 圏及びイギリス）（規則 15 条）には「外国」に当たらず、②基準適合体制として、（i）個人情報取扱事業者が提供先との関係で、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法 4 章 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する	本改正案に賛成の御意見として承ります。 また、いただいた御意見のうち、本意見募集の対象外のものについては、今後の執務の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	場合（同 16 条 1 号）又は（ii）提供先が国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合（同条 2 号）には「第三者」に当たらないとして、個人情報保護法 28 条 1 項の適用に基づいた本人同意は不要とされています。 （2）実務上の課題 現在、ウェブサイトやアプリを通じた多様なデータ処理を前提としたビジネスが多様化し、また、グローバル企業として複数の海外拠点を有する事業者が増えていることも相俟って、日本国内に留まらないデータ連携の必要性が高まっていることに疑問を挟む余地はありません。これらのデータ処理に伴うデータ越境移転の相手は多岐にわたるところであり、ごく限定的な上記の①の対象国だけで留まることもなければ、②（ii）国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合に当たるということも現実的に多くありません。そのため、本人からの同意を取得することが必ずしも容易でない場合におけるデータ越境移転に際し②（i）の方法による措置を講じる必要があります。このような措置を講じるため個人情報取扱事業者は、契約や覚書による定めが個人情報保護法 4 章 2 節の規定の趣旨に沿った措置となっているかについて随時検討する必要があり、契約等の作成・調整・締結といったコストも発生してしまいます。各自の判断に委ねられることによって生じるこのような法的不安定さが存在することや契約等を作成等するコストが発生することはデータ越境移転の障害の一因になりかねず、安定かつ簡便な方法が存在することが望ましいことには多言を要しません。 （3）本改正案に対する評価及び提言 国境を越えたデータ連携については、経済的な交流のみならず、研究開発における知見や文化的な交流をも促進するなど、多角的かつ重要な意義を有するものであり、かかるデータ連携を促進する取組みには価値があります。このような価値はデータ連携を行う相互の当事者間においても享受されるものであり、日本に所在する企業が、信頼性の高い円滑なデータ連携を通じた国際的な競争力を獲得しつつイノベーションを創出するためにも不可欠です。 本改正案は②（ii）の対象範囲を拡張する取組みであり、その結果、今後、グローバル CBPR システムに基づく認定を受けている提供先との関係では法的安定性を伴い、かつ、従前発生していた②（i）のための対応コストを軽減して、データ流通を行うことができます。本改正案は、こうしたデータ越境移転に係る一つの障害事由を解消するものであり、前段で述べたような多角的かつ重要な意義を有するデータ連携を促進するものですので、本改正案に賛同いたします。 もっとも、更なる改善の余地も多分に存在するとも考えます。現在、グローバル CBPR システムの参加エコノミーは限定的であるうえ、実際にその認証が認められている国、認証を受けた組織も限定的です。今後、データ越境移転の促進にあたっては、グローバル CBPR システムの認証範囲を拡張するための活動が必要であり、この点は令和 7 年 3 月 26 日付の「個人情報保護委員会の国際戦略」でも明言されているように、例えば関係各国への参加拡大の取組み、国内でのグローバル CBPR システムの普及を行い、認証の促進を行うための活動がなされるべきです。このような普及・促進活動に際しては上述したインセンティブの導入といった点も含めて検討することが望ましいと考えます。	

番号	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	また、グローバル CBPR システムの認証を受ける組織が拡大を続けるとしても、現実的には②（i）による措置が必要となる場面は相当数発生し続け、各事業者における法的不安定性や対応コストが残り続けることとなります。そして、事業規模に関わらず全ての事業者と同じ規律を個人情報保護法が適用しているところ、現実として、全ての個人情報取扱事業者において、その自律的な判断の中で、適法かつ適切に②（i）の措置が講じることができているわけではありません。このような実態が続くと、当該個人情報の本人の権利利益が損なわれる可能性も生じかねません（これを本人らが自覚していない場合も同様です）。個人情報保護委員会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」（個人情報保護法 131 条）を任務とする機関ですので、このような現実を踏まえて、どのような契約等による措置が個人情報の適正な取扱いとなるのかを示していただくことが必要と考えます。具体的には、一部の国で導入されているように、個人情報保護委員会として規則 16 条 1 号に基づく基準適合体制を担保するモデル契約条項を作成し、公表していただくことが改善につながると考えます。こうした取組みによって、対応コストの負担力に限界のある中小事業者やスタートアップも含む各個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いが進み、個人情報の保護及び法的安定性を確保することにも繋がると考えています。 以上の次第により、上記 1 のとおりの意見を提出します。 【三浦法律事務所】	